

○「新築住宅」 又は 「建売住宅（新築）」 を購入した場合

- 1 表題登記の「登記事項全部証明書」又は「登記完了証」  
（書面申請の場合は、法務局の受付印が押印されている登記申請書と  
登記完了証）の原本又は写し

※登記情報提供サービスで取得された登記情報は、  
土地家屋調査士または司法書士の職印を押印し、  
「この書類は一般財団法人民事法務協会より電子送信されたファイルを  
印刷したものに相違ない」旨を証明したものであることが必要。

- 2 「住民票」の原本又は写し（登記申請者が記載されているもの）
- 3 「建築確認申請書類一式」（「確認済証」及び「検査済証」を含む）
- 4 「申立書」（登記申請者の住所が申請と異なる場合）
- 5 「売買契約書」又は「売渡証明」又は「所有権譲渡証明書」の原本又は写し  
（建売住宅（新築）を購入した場合）
- 6 「未使用証明書」の原本（建売住宅（新築）を購入した場合）
- 7 「住宅用家屋証明申請書」及び「住宅用家屋証明書」
- 8 手数料 1, 300円

＊当該物件が「特定認定長期優良住宅」の場合は、以下の書類が必須となります。

- ・「認定申請書」の副本の原本又は写し
- ・「認定通知書」の原本又は写し（変更の認定を受けた場合は「変更認定通知書」）

「特定認定長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する  
法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に  
該当するものをいう。